岐阜県立多治見工業高等学校『いじめ対応フロー図』

いじめ（と疑われる）事案の発生

※早期発見（現認、生徒・教員・保護者・地域住民からの情報、アンケート調査結果等）
※記録開始（５Ｗ１Ｈ）

担任・学科主任・学年主任・部顧問・教科担任・養護教諭・教育相談係等への報告

※全て報告

管理職（校長・教頭）

※全て報告

いじめ対応担当者（生徒指導主事）

・いじめの認知
・事実関係の把握
・対応方針の決定
・いじめの有無の判断等

【いじめ対策等検討委員会】
（学校いじめ対策組織）

管理職（校長・教頭）

生徒指導主事・学科主任・学年主任・教育相談係・養護教諭・教務主任・その他の関係職員

（必要に応じて）
スクールカウンセラー・社会福祉士・弁護士・地域代表・保護者代表・その他

支援

【教育委員会】

学校安全課

地域担当生徒指導主事

※全て報告

連携

【関係機関】
・多治見警察署
TEL:0572-22-0110
・東濃子ども相談センター
TEL:0572-23-1111
・岐阜地方法務局多治見支局
TEL:0572-22-1002
・多治見市役所
TEL:0572-22-1111

・情報共有
・組織的対応　等

【（緊急）職員会議】

◎事案内容を全教職員に報告周知
◎指導方針・役割分担等を全教職員で共通理解
◎いじめ問題克服に向けて、全教職員で適切かつ迅速に対処

事案に応じて、校内メール等での情報共有

継続的な支援および指導
◎いじめを受けた生徒、またはその保護者に対する支援
◎いじめを行った生徒に対する指導、またはその保護者に対する助言